

別表八（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第119条の3第13項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（令第119条の3第13項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「14」から「25」までの各欄は、法人が令第119条の3第8項（令第119条の4第1項後段《評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例》においてその例による場合を含みます。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（令第119条の3第8項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。
- 3 「特定支配日から対象配当等の額に係る決議日等の属する他の法人の事業年度開始の日の前日までの間に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額17」は、令第119条の3第8項第2号に掲げる金額を記載します。
- 4 「他の法人の特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額（当該特定支配日の属する事業年度開始の日以後に当該他の法人の株主等が受けた配当等の額がある場合には、当該配当等の額に対応して減少した利益剰余金の額を減産した金額）18」は、令第119条の3第7項第2号ハに掲げる金額を記載します。この場合において、同条第11項又は第12項（令第119条の4第1項後段においてその例による場合を含みます。）の規定の適用があるときは、令第119条の3第11項第1号ロ若しくは第2号又は第12項第1号の規定により加算され、又は減算される金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 5 法人が令和2年改正令附則第5条第2項後段《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例等に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合には、同項後段に規定する開始の時の直前における帳簿価額及び同項後段に規定する基準時における帳簿価額を別紙に記載して添付してください。